

(役員を選出)

第7条 (1) 会長、副会長および監事は総代会において選出する。

(2) 常任幹事長、事務局長、会計幹事、事務局員は常任幹事の中より選出し、会長がこれを委嘱する。

(3) 常任幹事は幹事の中から選出し、会長がこれを委嘱する。

(顧問および参与)

第8条 (1) 本会に顧問および参与を置くことができる。

(2) 顧問および参与は、会長が本会の目的達成の為に必要と認めた者を、総代会の承認を得て委嘱する。

(3) 顧問は本会の目的達成のために必要な事項について、会長の諮問に応じる。

(4) 参与は事業遂行に関する重要事項に参加する。

(役員職務)

第9条 (1) 会長は本会を代表し、本会の業務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときはその職務を代行する。

(3) 常任幹事長は会長の命を受け、常任幹事および幹事が業務を遂行するにあたり、常任幹事、幹事を指揮する。

(4) 事務局長は会長の命を受け、事務を統括する。

(5) 事務局員は事務局長の指揮を受け、事務を処理する。

(6) 理事は本会を後援し、業務の遂行を援助する。

(7) 常任幹事は幹事が業務を遂行するにあたり、幹事を指揮する。

(8) 幹事は本会の事業を遂行する。

(9) 会計幹事は本会の会計を処理する。

(10) 監事は本会の会計を監査する。

(役員任期)

第10条 (1) 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(2) 任期が満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続き、その職務を行うものとする。

(3) 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

(総代会、常任幹事会および幹事会とその構成)

第11条 (1) 本会の会議は総代会、常任幹事会、幹事会とする。

(2) 総代会は会長、副会長、常任幹事長、事務局長、理事、常任幹事、幹事および会計幹事、監事をもって構成する。